

貿易・投資等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1－観光ビザのさらなる発給要件緩和	 1
2－クルーズ客船における入国手続きの迅速化	 1
3－通訳案内士以外の者でも外国人を有償ガイドできる特例措置の適用拡大	 2
4－外国企業の誘致活動の強化	 2
5－外国人の就労環境整備	 3

受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案 事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
4月21日	5月14日	観光ビザのさらなる発給要件緩和	東南アジア諸国の旅行者に対するビザ発給要件が昨年7月から緩和され、訪日外国人数も増加したところである。訪日外国人客増大に向け、観光ビザの発給要件のさらなる緩和や免除を進められたい。	大阪商工会議所	外 法 警 務 務 察 省 省 庁
4月21日	5月14日	クルーズ客船における入国手続きの迅速化	海外からの大型クルーズ客船を最初に迎える港では、数千人規模の外国人乗客の入国審査を一時に行う必要がある。乗客にストレスを与えず、かつ国内での観光や買い物の時間がより長く確保されるためにも、入国手続きの迅速・円滑化が重要である。そのため、入国審査体制を強化するとともに、大型クルーズ船については入国審査官が事前に海外から乗船し、航行中の船内で入国審査手続きを完了する海外臨船審査を積極的に実施されたい。	大阪商工会議所	法 務 省

受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案 事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
4月21日	5月14日	通訳案内士 以外の者でも 外国人を有 償ガイドでき る特例措置 の適用拡大	外国人に対し有償ガイドを行うには、国家資格の通訳案内士が必要であるが、現状、中国語や韓国語など英語以外の通訳案内士は極めて少なく、大阪のようにアジア人観光客の多い地域では不足が常態化している。訪日外国人に対し多様な魅力あるツアーを提供できるよう、現在、総合特区指定地域で認められている「通訳案内士以外の者でも外国人を有償ガイドできる特例措置」を、訪日外国人数が多い地域には適用されたい。	大阪商工会議所	国土交通省
4月21日	5月14日	外国企業の 誘致活動の 強化	外国人が日本の投資・経営ビザを取得するには、前もって日本国内に法人を設立しておく必要があるなど、手続き上困難な制度を実態に即して改められたい。	大阪商工会議所	法務省

受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案 事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
4月21日	5月14日	外国人の就 労環境整備	中小企業においても、海外展開を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。一方、多くの留学生は日本国内の企業に就職を希望するものの、実際に就職できるのはわずかである。外国人留学生の採用・定着を促進するため、関係機関が連携して、日本語研修・職業訓練など総合的な支援策を推進されたい。 また、卒業学部によって職種が限定される現行制度について、採用後は企業が異動先に適していると判断すれば在留資格の変更が速やかに行えるよう、柔軟な対応をされたい。 一方、高度人材外国人の受け入れを促進するため、「高度人材ポイント制」が導入されているが、更なる利用拡充のため、外国人や企業関係者への一層の働きかけをお願いしたい。	大阪商工会議所	経厚文法 済生部務 産労科学 業働学省 省省省